

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成29年10月30日

月 曜 日

第 4272 号

目 次

告 示

- 地籍調査の成果の認証 1
- 救急病院の認定 3
- 位置の指定を受けた道路の廃止 4

公 告

- 河川法第75条の規定による措置命令

正 誤

- 平成29年 9 月 25 日 付 け 第 4258 号 富 山 県 告 示 第 390 号 5
- 平成29年10月11日付け第4264号付け公告

~~~~~

## 告 示

~~~~~

富山県告示第430号

地籍調査の成果の認証について

滑川市における地籍調査の成果は、国土調査法第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証した。

平成29年10月30日

富山県知事 石 井 隆 一

1 調査を行った者の名称

滑川市

2 調査を行った時期

平成27年 4 月 13 日 から

平成29年 3 月 14 日 まで

3 成果の名称

滑川市（大字田中新町の一部外）の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

滑川市（大字田中新町の一部外）

5 認証年月日

平成29年10月10日

富山県告示第431号

地籍調査の成果の認証について

砺波市における地籍調査の成果は、国土調査法第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証した。

平成29年10月30日

富山県知事 石 井 隆 一

1 調査を行った者の名称

砺波市

2 調査を行った時期

平成22年5月25日から

平成29年3月13日まで

3 成果の名称

砺波市庄川町（大字庄の一部）広谷③の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

砺波市庄川町（大字庄の一部）広谷③

5 認証年月日

平成29年10月10日

富山県告示第432号

地籍調査の成果の認証について

立山町における地籍調査の成果は、国土調査法第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証した。

平成29年10月30日

富山県知事 石 井 隆 一

1 調査を行った者の名称

立山町

2 調査を行った時期

立山町（大字前沢の一部）

平成23年4月1日から

平成28年3月25日まで

立山町（大字前沢の一部、大字貫田の一部、大字日俣の一部、大字大島の一部）

平成23年4月1日から

平成28年3月25日まで

3 成果の名称

立山町（大字前沢の一部）の地籍図及び地籍簿

立山町（大字前沢の一部、大字貫田の一部、大字日俣の一部、大字大島の一部）

の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

立山町（大字前沢の一部）

立山町（大字前沢の一部、大字貫田の一部、大字日俣の一部、大字大島の一部）

5 認証年月日

平成29年10月10日

富山県告示第433号

救急病院の認定について

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として、次のとおり認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成29年10月30日

富山県知事 石 井 隆 一

名称	所在地	開設者	認定有効期間
----	-----	-----	--------

高岡市民病院	高岡市宝町 4 番 1 号	高岡市	自 平成29年11月 1 日 至 平成32年10月31日
射水市民病院	射水市朴木20番地	射水市	自 平成29年11月 1 日 至 平成32年10月31日

富山県告示第434号

位置の指定を受けた道路の廃止について

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により指定した道路について、次のとおり廃止した。

平成29年10月30日

富山県知事 石 井 隆 一

1 廃止した道路の位置等

道路番号	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	道路の位置		指定年月日
			始点の地名地番	終点の地名地番	
1	6.00	66.96	射水市黒河新字 石坂3300番 3	射水市黒河新字 石坂3301番 1	平成29年 5月12日

2 廃止した日

平成29年 6 月29日

~~~~~  
公 告  
~~~~~

河川法第75条の規定による措置命令

河川法（昭和39年法律第 167号）第75条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年10月30日

富山県知事 石 井 隆 一

二級河川黒瀬川水系黒瀬川の新田橋上流の矢板護岸上流端から河口までの河川区

域内において、河川法第24条及び第26条第1項の許可を受けないで栈橋等の工作物を設置している所有者、占有者その他当該工作物について権原を有する者（以下「所有者等」という。）に対し、同法第75条第1項の規定により、平成29年11月30日の期限までに当該工作物を除却し、原状に回復するよう命ずる。

なお、当該期限までに当該措置を行わないときは、河川法第75条第3項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者においてこれを除却し、その要した費用については同条第9項の規定により所有者等の負担とする。

補記

関係図書は、富山県土木部河川課及び富山県新川土木センター入善土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

~~~~~  
**正 誤**  
~~~~~

平成29年9月25日付け第4258号富山県告示第 390号「道路の位置の指定について」

表中

誤

5	6.00	66.96	射水市黒河新字 石坂3300番3	射水市黒河新字 石坂3301番1	平成29年 6月29日
---	------	-------	---------------------	---------------------	----------------

正

削除する

平成29年10月11日付け第4264号付け公告「土地改良区の役員の就任」中

頁 3

行 上から5行

誤	同	田 鍋 靖 直	同	同	佛生寺	98番地 1
	同	森 田 浩 文	同	同	東芦原	240番地
	同	酒 井 信 行	同	同	国重	116番地 3
正	同	田 鍋 靖 直	同	同	佛生寺	98番地 1
	同	酒 井 信 行	同	同	国重	116番地 3

